



JICPA

The Japanese Institute of Certified Public Accountants

Global Sustainability Insights

vol.3

EUタクソミーに関する企業開示を定める 委任法の概要

前回の記事では、EUにおけるサステナビリティ情報開示の全体像として、タクソミー規則・SFDR・CSRD提案という3つの法規則の概要を記載したが、本稿では、このうちのタクソミー規則の下での企業開示を掘り下げる。

タクソミーとは分類のことをいい、EUタクソミーは、環境面でサステナブルな経済活動、すなわち、環境に良い経済活動とは何かを示す分類のことをいう。EUでは、このタクソミーについて、2020年に採択したタクソミー規則で大枠を定め、詳細については委任法で定めることとし、順次、法制化を進めているところである(図表1)。

図表1 タクソミーに関する委任法の種類

タクソミーに関する委任法	採択日	概要
1 気候委任法	2021年6月	気候に関する環境目的(気候変動の緩和・気候変動への適応)に資する経済活動の基準を設定
2 環境委任法	現在検討中 2022年前半予定	気候以外の環境目的(水と海洋資源の持続可能な利用と保全・循環経済への移行・汚染の防止と抑制・生物多様性と生態系の保全と回復)に資する経済活動の基準を設定
3 タクソミー規則第8条を補足する委任法	2021年7月	タクソミーに関する企業による開示方法に関する規定

(出所)タクソミー規則を基に筆者作成

気候委任法及び環境委任法(図表1の「1」及び「2」)では、グリーンといえる水準を経済活動ごとに定めている。例えば、「乗用車による輸送」に関する活動については、走行時のCO₂排出量が50g CO₂/km未満であれば気候変動の緩和に貢献する活動と定められている。このような基準に基づき、各企業は、事業活動に含まれるグリーンな活動(=タクソノミー準拠の活動)の割合を計算し開示することになるが、その開示方法を定めるのが、図表1の「3」に示すタクソノミー規則第8条を補足する委任法(以下、タクソノミー開示委任法)^{※1}である。本稿では、2021年7月に採択されたこのタクソノミー開示委任法の内容を説明する。

■タクソノミー開示委任法のポイント

今回のタクソノミー開示委任法のポイントとしては、下記の4点が挙げられる。

1. 従業員500人超の大企業における業種ごとの開示内容・テンプレートを規定
2. (非金融機関について)EUタクソノミーに関する売上や資本的支出(CapEx)・運営費用(OpEx)の割合の開示方法を規定
3. (金融機関について)グリーン・アセット・レシオの開示方法を規定
4. 2021年度の開示より段階的に適用開始

この4点について、以下で説明する。

1 従業員500人超の大企業における業種ごとの開示内容・テンプレートを規定

本タクソノミー開示委任法では、NFRD(非財務情報開示指令)の対象となる従業員500人超の大企業によるタクソノミー関連情報開示を、企業の業種ごと(非金融機関、銀行、投資会社、アセットマネジャー、保険・再保険会社)に定め、開示テンプレートを提供している。

なお、現在、NFRDの内容を更新するCSRDが提案されており、その中で、適用対象を全ての大企業、及びEU規制市場に上場する全ての企業(ただし、上場零細企業を除く。)に拡大することが提案されている^{※2}。したがって、日系企業であっても、①EU規制市場に株式等を上場している場合や、②EUに拠点を置く子会社が大企業に該当する場合には、CSRDの適用対象となり、ひいては本タクソノミー開示委任法の適用対象となると考えられる。

※1 https://ec.europa.eu/finance/docs/level-2-measures/taxonomy-regulation-delegated-act-2021-4987_en.pdf

※2 CSRD提案の内容については、「EUにおけるCorporate Sustainability Reporting Directive 提案についての概要」にて解説している。

2 (非金融機関について)EUタクソミーに関する売上やCapEx・OpExの割合の開示方法を規定

非金融機関(金融機関以外の企業)については、タクソミーの基準に準拠する売上高及び資本的支出(CapEx)・運営費用(OpEx)の割合を開示することが求められており(タクソミー規則第8条)、本タクソミー開示委任法では、当該売上高及び費用の定義を明確にした上で、開示テンプレートを示している。

タクソミー準拠の売上及び費用の定義

タクソミー準拠の売上及びCapEx・OpExの定義は以下のとおりである。

売上高	タクソミー準拠の製品又はサービスから得られる純売上高
CapEx・OpEx	下記の活動に該当するCapEx・OpEx ①既にタクソミーに準拠する活動 又は、 ②10年以内にタクソミー準拠となる信頼性の高い計画※に含まれる活動 ※取締役会又は外部機関に承認されていないといけない。

このように、基本的には、既にタクソミーに準拠する活動に関連する売上及び費用が該当するが、費用については、現在はタクソミーに準拠していなくても、今後準拠する見込みの活動も含まれる。

なお、当該計算の前提となる会計基準は特に指定されていないため、各企業が、自身の適用する会計基準(IFRSや各国の会計基準)に基づいて計算すればよいこととされている。

開示テンプレート

タクソミー開示委任法では、売上高及びCapEx・OpExの開示テンプレートを示している。下図は、売上に関する開示テンプレートであるが(図表2)、似たような形式で、CapEx及びOpExのテンプレートも定められている。当開示は、原則としてマネジメントレポートで開示する^{※3}。

図表2 非金融機関におけるタクソミー準拠活動の売上割合の開示テンプレート

経済活動	コード	売上高	売上高の割合 (%)	[I]										[II]		[III]		
				実質的な貢献の基準 (%)					DNSH基準 (Y/N)					最低限の社会的セーフガード (Y/N)	今年度売上高のタクソミー準拠割合 (%)	昨年度売上高のタクソミー準拠割合 (%)	イネープリング活動 (E)	トランジショナル活動 (T)
				気候変動緩和	気候変動適応	水・海洋資源	循環経済	汚染	生物多様性	気候変動緩和	気候変動適応	水・海洋資源	循環経済					
A.タクソミー対象活動																		
A.1.環境的にサステナブルな活動(タクソミー準拠)																		
活動1																		
活動2																		
合計 (A.1)																		
A.2.タクソミー対象だが、環境的にサステナブルではない活動(タクソミー非準拠)																		
活動1																		
活動2																		
合計 (A.1)																		
合計 (A.1+A.2)																		
B.タクソミー対象外活動																		
合計 (B)																		
合計 (A+B)																		

(出所)タクソミー開示委任法 ANNEX II を筆者和訳・加筆

ここで、「タクソミー対象活動」と「タクソミー準拠活動」という言葉が出てくるが、それぞれの意味は下記に示すとおりである。

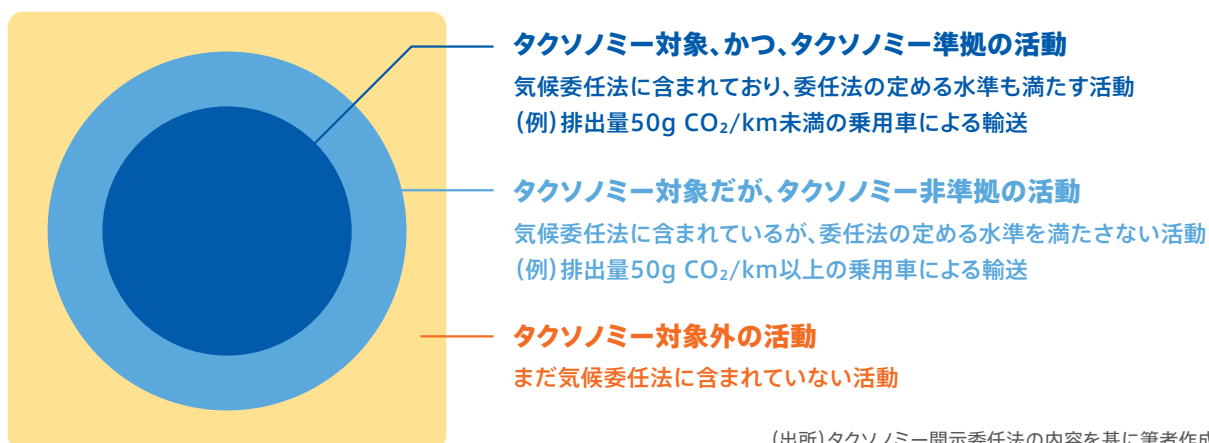
- タクソミー対象活動:冒頭で説明したとおり、気候委任法及び環境委任法では、事業ごとにグリーンといえる水準を定めていくのだが、現時点で全ての事業の水準が定義されているわけではない。欧州委員会は、環境に大きな影響を及ぼす事業から検討を進めているため、まだ、水準が定められていない活動もある。既に委任法に含まれており、グリーンの水準が決定している活動を「タクソミー対象活動」という。
- タクソミー準拠活動:「タクソミー対象活動」のうち、委任法で定められた水準を満たす活動を「タクソミー準拠活動」という。

※3 開示は、NFRDに基づいて開示される非財務情報と同じ媒体で行うこととされている。NFRDでは、原則的にアニュアルレポートの中のマネジメントレポートで開示することとなっているが、それ以外の媒体での開示も許容されている。ただし、NFRDがCSRDに更新されると、マネジメントレポート以外の媒体での開示は認められない。

この定義を踏まえて、企業は事業を3つに分類して開示することが求められている(図表3参照)。

- ①タクソノミー対象、かつ、タクソノミー準拠の活動(図表2の「A.1」)
- ②タクソノミー対象だが、タクソノミー非準拠の活動(図表2の「A.2」)
- ③タクソノミー対象外活動(図表2の「B」)

図表3 企業の事業活動の分類



このように、タクソノミー準拠活動のみでなく、その他の活動の割合も開示することにより、企業が、タクソノミー準拠活動に徐々にシフトしていることを示すことができる。

企業は各経済活動をこの3つの活動に分類し、各活動の割合を開示する。このうち、タクソノミー準拠活動(図表2の「A.1」)については、タクソノミーの定義^{※4}に準じて、「貢献する環境目的」、「重大な害となっていないこと(Do No Significant Harm:DNSH)」及び「最低限の社会的セーフガードに準拠していること」を活動ごとに開示する(図表2の【I】)。また、トランジショナル活動やイネープリング活動に該当する場合^{※5}にはその旨を記載し(図表2の【III】)、さらには、タクソノミー割合の昨年度からの推移も示す(図表2の【II】)。

加えて、各算定数値の計算方法やタクソノミーの準拠状況の評価方法などを含む定性的情報を開示することも求めている。

※4 タクソノミー規則では、以下の4項目を全て満たした経済活動を環境面でサステナブルと定義する。

- ① 6つの環境目的の1つ以上に実質的に貢献する。
- ② 6つの環境目的のいずれにも重大な害とならない。
- ③ 最低限の社会的セーフガードに準拠している。
- ④ 技術的スクリーニング基準(上記①・②の最低基準)を満たす。

※5 タクソノミー規則では、EUタクソノミーに含まれる活動には①既に低炭素な活動、②トランジショナル活動(現時点ではネットゼロのレベルではないが、2050年ネットゼロに向けた移行には貢献する活動)、③イネープリング活動(他の活動の排出削減を助ける活動)の3種類が含まれると定めている(タクソノミー規則第10、16条)。このうちの②トランジショナル活動と③イネープリング活動に該当する場合には、テンプレートの中でその旨を示す。

3 (金融機関について)グリーン・アセット・レシオの開示方法を規定

金融機関（銀行、投資会社、アセットマネジャー、保険・再保険会社）は、融資や投資、保険等の金融事業におけるタクソミー準拠の活動割合を開示することが求められる。例えば、銀行であれば、オンバランスの総資産に対するタクソミー準拠活動への投融資割合であるグリーン・アセット・レシオ（GAR）を開示する。GARは、環境目的ごと、投融資先のタイプごとの内訳も示す。

図表4 銀行のGARの計算方法

$$\text{銀行のGAR} = \frac{\text{タクソミー準拠活動への投融資額}}{\text{オンバランスの総資産額}}$$

- ・投融資先の企業タクソミー開示を基に集計する
- ・タクソミー開示が必須ではないSMEsや非EU圏の企業への投融資額は含まない（2025年以降に含まれる可能性あり）
ただし、当該金額は分母には含まれる（該当金額は明記）

（出所）タクソミー開示委任法の内容を基に筆者作成

GARの分子は、投融資先の企業のタクソミー開示を基に算定する。したがって、金融機関の開示は、投融資先企業での開示が前提となるが、SMEsや非EU圏の企業は、タクソミー開示を義務化されていないため、情報収集が難しいことが考えられる。そこで、SMEsや非EU圏の企業への投融資額は、当面は分子の金額に含まないこととし、2025年以降に分子に含めるかどうかについては、今後検討予定となっている。ただし、SMEsや非EU圏の企業への投融資額は、該当金額を明記した上で分母には含まれる。

4

2021年度の開示より段階的に適用開始

本タクソミー開示委任法は、2021年度の開示から段階的に適用が開始される。まず、2022年1月1日以降に開示される2021年度の開示は、気候委任法の対象となる活動の割合と定性的情報のみに限定される。というも、気候委任法が2022年1月1日から適用が開始されるため、2022年中は気候委任法で定められた基準に基づく評価を実施するのは困難と考えられるからである。

そして、非金融機関は2022年度の開示から、金融機関は2023年度の開示から完全適用となる。ただし、銀行に関する一部の内容は2025年度の開示から適用開始となる^{※6}。

適用開始時期	開示内容
2022年1月1日(2021年度の開示)	定性情報及びタクソミー対象活動の割合
2023年1月1日(2022年度の開示)	【非金融機関】完全適用
2024年1月1日(2023年度の開示)	【金融機関】完全適用 ※ただし、銀行に関する一部の内容は2026年1月1日(2025年度の開示)から適用開始

※6 銀行は、GARに加えて、融資保証に対するタクソミー準拠活動への融資保証の割合や、運用資産残高に対するタクソミー準拠活動への運用資産残高の割合を開示する。加えて、融資以外の製品やサービスの手数料におけるタクソミー準拠活動関連の手数料の割合は、他の開示より1年遅れて2025年度から開示することが求められる。

(執筆者)

日本公認会計士協会研究員
公認会計士
鶴野 智子



日本公認会計士協会

The Japanese Institute of Certified Public Accountants

業務本部 企業会計グループ

102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1

☎TEL:03-3515-1128 ☎FAX:03-5226-3355

<https://jicpa.or.jp>